

(表2)

表2: 国の法令に基づく申請等手続以外の手続のオンライン化等の状況

整理番号	手続名	根拠法令、根拠規定	法令種別	手続類型	処分通知等を行うシステム等の名称	平成22年度中のオンライン化の停止状況	平成23年度以降にオンライン化を停止している(停止する予定がある)手続	備考
1	国庫負担事業に係る手続認定申請	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令2条	2	6	公立学校施設整備費執行事務管理システム	-	-	
2	交付金事業に係る施設整備計画の作成及び提出	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律12条2,4項	1	6	公立学校施設整備費執行事務管理システム	-	-	
合計		2				0	0	

※ 「平成22年度中」: 平成22年4月1日から23年3月31日までの間

※ 法令種別: 「1 法律」、「2 政令(勅令を含む。）」、「3 府省令」、「4 告示」

※ 手続類型: 「1 不服申立てに係る手続」、「2 準司法手続」、「3 処分(申請等に対する処分を除く)」、「4 行政指導」、「5 縦覧等」、「6 行政機関等間の手続」、「7 その他」

※ 「平成23年度以降にオンライン化を停止している(停止する予定がある)手続」: 平成23年4月1日から8月3日(新オンライン利用計画決定日)までの間にオンライン化を停止した手続、又は、8月3日までの間に23年度以降にオンライン化を停止することを公示している手続及び費用対効果の検証後意見聴取を開始している手続